

部活動に係る活動方針

1. 基本方針

- (1) 部員は、本校の伝統精神「勤労・創造・仁心」をモットーに、日々の部活動を通じ、競技力の向上、及び高度な専門的技術を目指すとともに、自己の鍛磨に努め、「仁心」を培うよう常に心がける。この精神に基づき、日常活動の心得をここに定める。
- (2) 部員は、部活動の意義や目的を十分理解し、その成果を高めるよう努力する。
- (3) 部員は、日頃の授業の取り組みを大切にし、部活動と勉学の両立に心がける。
- (4) 部員は、礼儀・服装・態度・言動に注意して、模範的行動をとり、本校生徒としての品位を保持し、本校の名誉を汚さないように心がける。
- (5) 部員は、望ましい人間関係の育成に努め、明朗快活な気風を育むよう心がける。
- (6) 部員は、活動場所の美化はもちろん、常に「奉仕の精神」に努め、地域・学校全体の奉仕活動に積極的に参加する。

2. 本年度の部活動

- (1) 設置部活動（12部+1同）

体育部 (7部)	弓道部、バスケットボール部（男）、バレー部（女）、卓球部（男女） ソフトテニス部（男女）、野球部、柔道部（男女）、バドミントン部（男女）
文化部 (5部1同)	吹奏楽部、書道部、写真部、文芸部、石見神楽部、ビジネス同好会

- (2) 活動時間・休養日等（活動目安）

①活動時間	学期中：平日3時間程度（週休日等4時間程度） 長期休業中：4時間程度
②休養日	週当たり1日以上とする (原則水曜日とするが、大会参加時期など各部の状況により変更可とする)※
③その他	長期休業中は3日以上の長期休養期間を設ける 定期試験の1週間前から原則として休養日とする 総体前の活動については時間延長を認める

※ ①～③について、各顧問が保護者・保護者会との協議の上、練習活動時間等を時期や状況により変更するなど、弾力的な運営をする場合もある。その際、部活動顧問は変更点等を文体部長に必ず連絡する。

- (3) 大会参加について

- ①高体連・高文連主催、共催、後援の大会
- ②その他の大会については校長が許可したもの

3. 部活動運営について

1. 体罰等の根絶

部活動指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹する。

2. 安全管理と事故防止

- (1) 生徒の健康管理の把握を行う。
- (2) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を行う。
- (3) 危機管理体制の徹底を行う。

3. 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであるため、活動計画等を明確にし、保護者に理解を得る。